

令和4年2月8日

指定障害福祉サービス事業者 の皆様  
指定障害者支援施設  
指定障害児通所支援事業者  
指定障害児入所施設

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

## 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善開始の報告について

本県の障がい福祉施策の推進につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度国における「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、福祉・介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的に「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」（以下、「本交付金」）が、次のとおり実施されます。

### 1 事業の概要

本交付金の概要については「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載の、事業概要、リーフレット、Q&Aの御確認をお願いします。

原則として、令和4年2月から賃金改善を実施していることが、本交付金の取得要件の1つとされており、掲載資料を御確認の上、準備をお願いします。

掲載先：[https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\\_Result2.asp?category=70&topid=15](https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=70&topid=15)

### 2 賃金改善開始の報告

本交付金を希望される法人におかれましては、令和4年2月から賃金改善を行った旨の報告を神奈川県に行う必要があります。

以下、神奈川県電子申請システムより法人で取りまとめの上、御報告をお願いします。

※移動したページで「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックし、説明文をよく読み進んでください（既に利用者登録をしている場合は、ID・パスワードを入力の上ご対応ください）。

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=27952](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=27952)

報告期限：令和4年2月末日

令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善分を支給する場合は、令和4年3月末日までの報告でも可

賃金改善の報告をした後は、令和4年4月15日（予定）までに「福祉・介護職員処遇改善計画書（臨時特例交付金分）の提出を行っていただきます。様式については現在調整中で、提出については再度、御連絡します。

※本交付金については、政令市・中核市の事業所についても神奈川県に提出となります。

## 問合せ先

### 【本交付金の制度全般に関すること】

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター

電話番号 03-5253-1111（内線） 3698・3699

（受付時間 平日 10：00～16：00）

※ 問合せ状況に応じて、体制を変更する場合があります。

### 【賃金改善開始の報告の手続きについて】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ

電話番号 045-210-4732（直通）

（受付時間 平日 8：30～17：15）

※ 貴事業所の既存処遇改善加算の算定状況などは、事業所所在地の指定権者へお問合せください。